

## 議 事 日 程

令和3年4月30日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）

専第3号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専第4号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）

専第5号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）

専第6号 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）

専第7号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第27号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第28号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第29号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）

---

### 出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 神戸 誠

副 村 長 桂川憲生

総 務 課 長 今井明德

村 民 課 長 安江修治

産 業 振 興 課 長 伊藤秀人

地 域 振 興 課 長 村雲 修

建 設 環 境 課 長 安江透雄

教 育 課 長 有田尚樹

保 健 福 祉 課 長 兼  
診 療 所 事 務 局 長 河田 孝

診 療 所 事 務 長 安江輝彦

会 計 管 理 者 今井英樹

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局

書 記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和3年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め。令和3年4月30日提出、東白川村長。

記1. 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）（別紙）。2. 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。3. 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。4. 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）（別紙）。

5. 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）（別紙）。6. 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第2号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,870万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,576万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただきまして、6ページを御覧いただきたいと思ひます。

第2表 地方債補正。

（変更）。

変更点につきましては、限度額のみですので、目的と変更後の限度額のみを読み上げさせていただきます。

起債の目的、公共事業等、限度額3,190万円。過疎対策事業、限度額1億4,040万円。過疎対策事業（ソフト）分、3,170万円。緊急自然災害防止対策事業債、980万円。災害復旧事業債、700万円。減収補填債、250万円。

9ページからの事項別明細書は省略させていただき、11ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

2. 歳入。

2款5項1目森林環境譲与税、補正額は4,000円でございます。森林環境譲与税の確定による追加交付でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額は1,016万8,000円でございます。社会保障財源交付金の確定によります追加交付でございます。後ほど歳出で御説明しますが、この財源につきましては財源充当がありますので、お願いいたします。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額は3万2,000円の減額でございます。農用地等修繕工事の分担金でございます。

9目消防費分担金123万8,000円の減額でございます。ライフライン保全事業の分担金で、中部電力の分でございます。

11目災害復旧費分担金7万9,000円の減額でございます。農林水産施設災害復旧費の分担金でございます。いずれも事業費確定によるものでございます。

2項2目総務費負担金40万円の減額でございます。村民センターの保守負担金で、めぐみの農協

の分でございます。

12ページをお願いします。

12款1項2目総務費使用料4万3,000円の減額でございます。村民センターの会議室の使用料でございます。

3目民生費使用料1万5,000円の追加でございます。せせらぎ荘の使用料でございます。

6目農林水産業費使用料4,000円の追加でございます。中川原水辺公園の使用料でございます。

8目土木費使用料3万3,000円の追加でございます。道路占用使用料でございます。

9目消防費使用料5万円の減額でございます。防災センターの使用料でございます。いずれも事業費の確定による増減でございます。

2項4目衛生費手数料51万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。可燃ごみ袋代で27万6,000円の追加、不燃ごみ袋代で5万7,000円の追加、粗大ごみシール代で17万5,000円の追加、廃油の回収容器の貸出手数料で2,000円の追加ということで実績による追加でございます。

8目土木費手数料3,000円の減額でございます。屋外広告物の許可申請がなかったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は67万円の減額でございます。個人番号カードの交付事業の補助金でございます。

3目民生費国庫補助金3万6,000円の追加でございます。子ども・子育て支援事業の補助金でございます。

6目農林水産業費国庫補助金526万8,000円の減額でございます。高収益作物次期作支援交付金でございます。いずれも事業費確定によります増減でございます。

3項3目民生費国庫委託金50万4,000円の減額でございます。国民年金の事務委託金で53万1,000円の減額、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金につきましては2万7,000円の追加でございます。いずれも事業費確定によるものでございます。

14款2項2目総務費県補助金120万円の減額でございます。東京圏からの移住支援事業の補助金でございますが、対象者がなかったことによるものでございます。

3目民生費県補助金4万5,000円の減額でございます。4節の老人福祉費補助金では、県の高齢運転者の交通安全対策補助金ということで、後づけの安全装置への事業費の減額による2万円の減額でございます。5節児童福祉総務費補助金につきましては、季節児童クラブの事業費の補助金ということで事業費確定によります2万5,000円の減額でございます。

4目衛生費県補助金2万5,000円の追加でございます。一般不妊治療助成事業費の補助金でございます。交付決定によるものでございます。

6目農林水産業費県補助金5万3,000円の減額でございます。野生鳥獣の被害防止の助成金で5万1,000円の追加、野生鳥獣の保護管理推進事業費の補助金が30万円の追加。次のページの最初でございます。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の補助金で40万4,000円の減額ということで事業

費確定によります増減でございます。

9目消防費県補助金85万5,000円の減額でございます。ライフライン保全事業の補助金で62万1,000円の減額、避難所生活環境確保事業費の補助金で23万4,000円の減額ということで事業費確定によります減額でございます。

3項3目民生費県委託金20万円の減額でございます。人権啓発活動の活性化事業の委託金でございますが、事業中止によりまして減額でございます。

15款1項2目利子及び配当金、補正額は15万6,000円の追加でございます。財政調整基金の利子で14万7,000円、土地開発基金の利子で6,000円、減債基金の利子で1,000円、ふるさと思いやり基金の利子で1,000円、豊かな森づくり基金の利子で1,000円ということで実績によります追加でございます。

次ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄附金、補正額は143万7,000円の追加でございます。一般寄附金の内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

2目指定寄附金236万6,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金で、2月分、3月分の予算計上でございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,000万円の減額でございます。決算見込みによるものでございます。

18目森林環境譲与税基金繰入金202万8,000円の減額、次の19目農用地等保全対策基金繰入金18万7,000円の減額、この2点につきましては、事業費確定によります減額でございます。

18款1項1目繰越金1,726万6,000円、前年度繰越金を繰り入れまして、収支のバランスを取るものでございます。

19款4項4目雑入、補正額は213万3,000円の追加でございます。内容につきましては説明欄のとおりですけれども、ちょうど中ほどにあります建物災害共済金4万7,000円につきましては、村民センターの雨どい修繕の共済金でございます。1つ飛んだ電線支障木用材材代223万円につきましては、ライフライン保全事業の木材の販売代金でございます。2つほど飛んで、わらべの里火災保険料2万円とわらべの里浄化槽保守点検料3万7,000円につきましては、費用の一部を御負担いただくものでございます。

次のページを御覧ください。

20款1項3目民生債、補正額は290万円の減額でございます。こども等医療費で250万円の減額、子育て支援事業で10万円の減額、高校生通学支援事業で30万円の減額でございます。

4目衛生債160万円の減額でございます。予防接種事業で90万円の減額、医療・福祉ゾーン整備事業で70万円の減額で、ここまでは全て過疎債の減額でございます。

8目土木債340万円の減額でございます。公共事業等債で防災安全交付金事業で220万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債で馬屋洞線の落石対策工事で120万円の減額でございます。

9目消防債10万円の減額でございます。小型動力ポンプ付積載車でございます。

10目教育債、こちらも10万円の減額でございます。A E Tの招致事業でございます。ここ2点につきましては、過疎債の減額でございます。

11目災害復旧債につきましては70万円の減額でございます。土木施設の災害復旧事業でございます。

14目減収補填債につきましては120万円の減額でございます。いずれも起債につきましては、事業費確定に伴います減額でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出をお願いいたします。

### 3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は236万8,000円の追加でございます。総務一般管理費でふるさと思いやり基金積立金を積み立てるものでございます。その他財源としましては、ふるさと思いやり基金の寄附金236万6,000円、それから基金の利子1,000円、それから村民センターの負担金40万円の減額、会議室の使用料4万3,000円の減額を合わせまして、192万4,000円のその他財源を充当し、一般財源は44万4,000円でございます。

続きまして、3目財政管理費30万5,000円の追加でございます。財政管理費一般で財政調整基金の積立が30万円、減災基金の積立が5,000円でございます。その他財源としまして、財政調整基金の利子の14万7,000円と減災基金の利子1,000円をその他財源として充当するものでございます。

5目財産管理費につきましては34万5,000円の減額でございます。庁用車管理費で、消耗品費で庁用車の関係の消耗品で9万5,000円の減額、庁用車の車検・修繕料等で25万円の減額でございます。事業費確定による減額でございます。物件管理費につきましては、先ほどのわらべの里の負担金5万7,000円を充当する財源充当でございます。総合行政情報システム運営費につきましては、子育て支援の補助金を財源充当でございます。充当額は3万6,000円でございます。

7目交通安全対策費につきましては32万2,000円の減額でございます。街路灯等の施設の修繕料ということで事業費確定による減額でございます。

10目地域情報化事業費につきましては74万6,000円の減額でございます。C A T V機器管理運営費で、施設修繕料で10万円の減額、バックアップ回線の使用料で39万6,000円の減額、次のページへ行きまして、電柱移設工事で25万円の減額ということで事業費確定によるものでございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は812万5,000円の減額でございます。この事業につきましては、全て事業費確定による増減でございますのでお願いいたします。

説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては297万4,000円の減額でございます。事業系消耗品の減額でございます。併せましてコロナの交付金、国県支出金のほうですけれども、280万3,000円を減額し、一般財源17万1,000円を減額する財源補正を行います。

おべんとう券事業につきましては、コロナの交付金80万円を充当する財源充当でございます。

感染症拡大防止協力金事業につきましては113万3,000円を減額するものでございます。特定財源

につきましては、コロナの交付金を80万円減額し、一般財源33万3,000円を減額する財源補正でございます。

お食事券事業につきましては78万8,000円の減額ということで補助金の減額でございます。特定財源としまして、コロナの交付金30万円を追加し、一般財源108万8,000円を減額する財源補正を行います。

プレミアム付商品券の発行事業につきましては、コロナの交付金80万円を充当する財源充当でございます。

避難所生活確保事業につきましては、コロナの交付金136万9,000円を充当する財源充当でございます。

高齢者世帯等商品券交付事業につきましては、交付金を90万円充当します財源充当でございます。

地元旅キャンペーン事業につきましては39万円の減額でございます。宿泊券の配布事業の補助金減額でございます。特定財源としましては、コロナの交付金を70万円減額し、一般財源31万円を追加する財源補正を行います。

ポイントシステム構築事業では、コロナの交付金60万円を充当します財源充当でございます。

事業所対策補助金交付事業につきましては、105万6,000円の減額でございます。補助金の減額でございます。併せましてコロナの交付金400万円を減額し、一般財源を294万4,000円追加する財源補正を行います。

20ページでございます。

フォレストスタイル契約成立キャンペーン事業につきましては、コロナの交付金を610万円充当する財源充当でございます。

従業員育成支援事業につきましては、交付金30万円を充当する財源充当でございます。

つちのこ商品券配布事業につきましては、コロナの交付金20万円を充当する財源充当でございます。

ふるさと企画改革事業につきましては、味彩経営の改善補助金につきまして18万1,000円を減額する補正に加えまして、コロナの交付金を280万円減額し、一般財源261万9,000円を追加する財源補正を行います。

地域産業家賃支援事業につきましては、コロナの交付金を170万円減額し、一般財源170万円を追加する財源補正でございます。

村内産お米PR事業につきましては、コロナの交付金10万円を充当する財源充当でございます。

避難所等環境改善事業につきましては110万円の減額でございます。事業費系消耗品で78万2,000円の減額、発電機の補助金で31万8,000円の減額でございます。特定財源としましては、コロナの交付金140万円を減額し、一般財源30万円を追加する財源補正でございます。

庁舎等公有施設感染症対策事業につきましては、コロナの交付金220万円を充当する財源充当でございます。

防災IT化事業につきましては、防災アプリの保守管理委託料13万8,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、導入が年度末になったということで、年度途中の保守管理費が不要になったということで不用額を減額するものでございます。特定財源としましてコロナの交付金20万円を追加し、一般財源を33万8,000円減額する財源補正を行います。

小中学校の教育振興事業につきましては、コロナの交付金30万円を充当する財源充当でございます。

農業行政IT化推進事業につきましては36万5,000円の減額ということで、茶工場の受入システムの導入事業の補助金でございます。併せましてコロナの交付金40万円を追加し、一般財源76万5,000円減する財源補正を行います。

次のページをお願いいたします。

3項2目住民情報処理費、補正額は66万8,000円の減額でございます。これにつきましては交付金で通知カード・個人カードの関連の事務委任の交付金でございます。額の確定によるものでございます。

4項5目岐阜県知事選挙費、補正額は16万9,000円の減額でございます。職員の超勤手当の減額でございます。事業費確定によるものです。

3款1項1目住民福祉費、補正額は21万8,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。国民年金事務費につきましては、国からの委託金50万4,000円を減額し、一般財源50万4,000円を追加する財源補正でございます。人権・同和啓発事業につきましては、県からの委託金20万円を減額し、一般財源20万円を追加する財源補正でございます。この2件については、いずれも事業費確定によるものでございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては2,000円の追加をお願いするものでございます。法定内の繰出金でございます。併せまして社会保障財源交付金を83万9,000円充当し、一般財源を83万7,000円減額する財源補正を行います。後期高齢者医療費につきましては22万円の減額でございます。後期高齢者医療の療養給付費の負担金で、広域連合の事業費確定によります減額でございます。併せましてその他財源としまして、社会保障財源交付金を184万7,000円充当し、一般財源を206万7,000円減額する財源補正を行います。

次のページで22ページです。

2目福祉医療費、こちらは財源補正でございます。福祉医療費の中で過疎債を250万円減額し、社会保障財源交付金を42万5,000円充当し、一般財源を207万5,000円追加する財源補正でございます。

3目保健福祉費、補正額は11万円の減額でございます。介護保険特別会計繰出金については、事務費分で11万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額でございます。併せまして社会保障財源交付金を153万4,000円充当し、一般財源を164万4,000円減額する財源補正を行います。民生委員会費からの以下の6事業につきましては、社会保障財源交付金を充当する財源補正の内容となっております。民生委員会では1万6,000円、身体障害者福祉一般では1万円、障害者地域生活支援事業では9万円、障害者自立支援事業では24万3,000円、福祉生活支援事業では3万9,000円、障害児通所支援事業では9万5,000円、それぞれ社会保障財源交付金を充当する財源充当でございます。



す。

4目老人福祉費16万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。こちらも多くは社会保障財源交付金の財源充当になりますのでお願いいたします。老人福祉費一般では4万8,000円の充当、高齢者等外出支援事業では16万3,000円の充当、老人ホーム入所措置事業では54万9,000円の充当、介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）では7,000円の充当、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）では13万1,000円の充当でございます。生活援助員設置事業につきましては18万円の充当、地域包括支援センター運営事業につきましては、交付金を2,000円減額し、一般財源2,000円を追加する財源補正でございます。緊急通報体制整備事業では、交付金7,000円の充当でございます。老人クラブ助成事業につきましても交付金7,000円の充当でございます。老人クラブ連合会活動促進事業6,000円の充当でございます。介護予防・地域支え合い（高齢者地域支援体制整備・評価事業）につきましては4,000円の充当、高齢者能力活用協会運営事業については1万3,000円の充当でございます。越原交流サロンの整備事業につきましては、交付金を1,000円減額し、一般財源1,000円を追加する財源補正でございます。神土交流サロン運営費につきましては、交付金3万8,000円の充当でございます。

次のページをお願いいたします。

介護予防包括事業につきましては14万7,000円の充当でございます。五加交流サロンには3万円の充当でございます。高齢ドライバー安全対策事業につきましては、補助金で高齢者安全運転支援補助金ということで、安全装置付の車を買った補助金については24万円の追加、後づけの安全装置に対する補助金の先進安全装置等購入設置費補助金につきましては8万円の減額で、事業費の確定によるものでございます。併せまして県からの補助金2万円を減額し、社会保障財源交付金7万6,000円を充当する財源補正を行います。一般財源は10万4,000円の追加でございます。

2項1目児童福祉総務費28万1,000円の減額でございます。児童手当交付事業につきましては、社会保障財源交付金を12万6,000円充当する財源充当でございます。子育て支援総合推進事業では28万1,000円の減額でございます。学童保育の事業完了に伴います減額補正でございます。これに併せまして県からの補助金2万5,000円の減額、それから過疎債で子育て支援で10万円、高校生の通学支援の30万円を合わせた40万円の減額、社会保障財源交付金19万1,000円を充当し、一般財源4万7,000円を減額する財源補正を行います。

2目認可保育所費、みつば保育園運営費で社会保障財源交付金を29万8,000円充当します財源充当でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。70万円の減額でございます。診療所への特別会計の施設整備繰出金で、事業完了によります減額でございます。併せまして特定財源としまして、過疎債を70万円減額し、社会保障財源交付金につきましては286万5,000円を充当し、一般財源286万5,000円を減額する財源補正を行います。

2目予防費、財源補正でございます。予防接種事業では、過疎債90万円を減額し、社会保障財源

交付金を3万円充当し、一般財源87万円を追加する財源補正でございます。がん検診につきましては、社会保障財源交付金を3万5,000円充当するものでございます。自殺予防対策事業につきましては5,000円、未熟児養育医療事業につきましては2万6,000円、健康増進事業につきましては1万7,000円、それぞれ交付金を充当する財源充当でございます。

3目母子健康センター費でございます。こちらも財源補正でございます。助産部門の経費につきましては、県からの補助金2万5,000円を充当し、社会保障財源交付金を1,000円減額し、一般財源2万4,000円減額する財源補正でございます。妊婦・乳幼児健診につきましては、交付金4万4,000円の充当、次世代育成支援事業につきましては6,000円の充当でございます。

5目環境対策費につきましては37万3,000円の減額でございます。環境総務費につきましては財源補正で、社会保障財源交付金2,000円減額し、一般財源2,000円を追加する財源補正でございます。自然保護事業につきましては、37万3,000円の減額ということで、新聞折込料で5,000円、補助金で36万8,000円の減額ということで事業費確定による減額補正でございます。

6目廃棄物対策費、補正額は13万9,000円の減額でございます。一般廃棄物対策事業では、資源回収の補助金としましてPTAに対する補助金を事業完了によりまして13万円減額するものでございます。併せまして特定財源としまして、可燃物の袋の販売代金とかを合計しましたその他財源としまして、46万1,000円を充当し、一般財源を59万1,000円減額する財源補正を行います。生活排水対策事業につきましては、新聞折込料9,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

6款1項2目農業総務費、補正額は11万8,000円の減額でございます。農業総務費のほうで、職員の普通旅費で5万4,000円、需用費の消耗品費で3万1,000円、参考図書代で6,000円、食糧費で1万2,000円、使用料で有料道路料金で1万5,000円、それぞれ減額でございます。事業完了によるものでございます。

3目農業振興費、補正額は567万2,000円の減額でございます。農業振興費各種補助金では、農業経営基盤強化資金の利子助成金につきましては2万3,000円の減額、農業振興費各種負担金につきましては、職員の研修負担金で8,000円の減額、中濃地区の農林統計協会の負担金で1万5,000円の減額、持続可能なネットワーク事業では、業務委託料35万7,000円の減額。これにつきましては事業完了に伴います減額でございます。次の高収益作物次期作支援交付金事業につきましては526万9,000円の減額でございます。事業完了によります減額でございます。併せまして国からの補助金526万8,000円を減額し、一般財源1,000円を減額する財源補正を行います。

4目農業構造改善事業費、補正額は24万7,000円の減額でございます。農業構造改善事業（一般）で、需用費で施設修繕料で10万円の減額、委託料で火災報知機の点検委託料で14万7,000円の減額で事業完了によるものでございます。

5目山村振興事業費10万6,000円の減額でございます。施設の修繕料で減額でございます。事業完了によるものでございます。

7目農地費、補正額は69万9,000円の減額でございます。農地総務費で、農道修繕工事で20万

7,000円の減額、農業用施設小規模修繕等単価契約工事で18万1,000円の減額、基金活用農用地等修繕工事で31万1,000円ということで、併せまして分担金、それから基金繰入金につきまして、その他財源で21万9,000円を減額し、一般財源48万円を減額する財源補正を行います。中川原水辺公園の管理費につきましては、その他財源につきまして使用料、協力金、自販機の売上げ等々で1万8,000円を充当とします財源充当でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目林業総務費、補正額は34万1,000円の減額でございます。林業総務費で、超勤手当で30万円の減額、職員普通旅費で34万6,000円の減額、基金積立金で森林環境の譲与税の基金積立金が4,000円、豊かな森づくり基金の積立金が30万1,000円でございます。特定財源としまして、基金の利子を5,000円充当し、一般財源34万6,000円を減額する財源補正を行います。

2目林業振興費333万円の減額でございます。F S C森林認証管理事業につきましては43万円の減額でございます。認証管理費の補助金でございます。危険木除去事業につきましては、委託料の50万円の減額でございます。いずれも事業完了によるものでございます。有害鳥獣捕獲事業につきましては、捕獲報償金で51万5,000円の減額でございます。事業完了によります減額と、併せまして財源補正としまして、県からの補助金5万3,000円の減額を併せて財源補正させていただくものです。企業参加型森林整備推進事業につきましては、トイレの借り上げ料5万円の減額でございます。みなとモデル森と水ネットワーク会議事業につきましては18万1,000円の減額でございます。職員旅費で15万6,000円の減額、食糧費で1万5,000円の減額、駐車料金が1万円ということで事業完了によります減額でございます。林業活性化担い手育成事業につきましては165万4,000円の減額でございます。水道使用料で6万4,000円の減額、林業活性化担い手育成補助金で159万円の減額でございます。事業完了によります減額に併せまして基金からの繰入金165万4,000円の減額を併せて行います。

3目林道総務費につきましては37万4,000円の減額でございます。林道維持の修繕工事の事業完了に伴うものと、特定財源としまして、基金からの繰入金を37万4,000円減額する財源補正を行います。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は973万3,000円の減額でございます。東白川つながるナビ事業では210万円の減額ということで、補助金で空き家対策の事業補助金で50万円、東京圏からの移住支援事業の補助金で160万円の減額でございます。事業完了によるものと併せまして県補助金120万円を減額する財源補正を行います。イベント支援事業については55万の減額ということで、つちのこ関連のシステム開発委託料、それから業務委託料につきまして減額するものでございます。次のページをお願いいたします。地域産業活性化対策事業につきましては125万8,000円の減額でございます。需用費でつちのこメンバーズカードの消耗品で21万8,000円の減額、補助金で従業員の教育支援補助金で65万円の減額、雇用促進推奨金で39万円の減額でございます。環境振興事業につきましては37万6,000円の減額でございます。報償費で、ゆるキャラの謝礼が15万5,000円の減額、それから観光パンフレット作成費で7万5,000円の減額、役務費でゆるキャラのクリーニング代が6

万6,000円の減額、補助金で観光協会の補助金8万円の減額でございます。こもればの里総合管理事業につきましては、こもればの館のエアコン修繕工事で12万円の減額でございます。フォレストイル事業につきましては457万9,000円の減額でございます。報償費の記念品等で400万円の減額、職員旅費で20万円の減額、需用費の事業系消耗品で8万円の減額、食糧費で9万9,000円の減額、役務費の写真撮影手数料で10万円の減額、使用料で有料道路の使用料金が10万円の減額でございます。地域おこし協力隊事業につきましては5万円の減額ということで画像編集ソフトの使用料の減額でございます。村内産品販売促進事業につきましては、ふるさと納税の還元記念品で40万円の減額、役務費の宅急便の料金で30万円の減額ということでいずれも事業完了によります減額でございます。

8款1項1目土木総務費でございます。補正額は41万2,000円の減額でございます。土木総務費一般で、超勤手当で33万7,000円の減額、負担金で作業者の講習負担金7万5,000円の減額でございます。いずれも事業の完了によるものでございます。

31ページをお願いします。

2項1目道路橋梁維持費、補正額は495万1,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業で233万5,000円の減額でございます。委託料で、村道の日照木の関係で152万2,000円の減額、国県道の日照木除去で20万7,000円の減額、負担金で、県道改良・舗装の負担金が28万9,000円の減額、黒川東白川のトンネルの照明器具の電気代負担金で31万7,000円の減額で、事業完了によります減額に併せまして特定財源としまして、コロナの交付金を60万円減額し、道路占用使用料等々のその他財源5万3,000円を減額し、一般財源168万2,000円を減額する財源補正を行います。道の駅管理費につきましては34万8,000円の減額でございます。水道使用料で14万8,000円の減額、施設修繕料で20万円の減額でございます。事業完了によるものでございます。防災安全交付金事業につきましては31万9,000円の減額でございます。魚戸線の落石対策工事19万3,000円の減額、神戸角領線の側溝蓋の設置工事で12万6,000円の減額で、事業完了によります減額に併せまして特定財源としまして、公共事業等債で220万の減額、それから一般財源188万1,000円を追加する財源補正を行います。緊急自然災害防止対策事業につきましては194万9,000円の減額でございます。委託料で、馬屋洞線の落石対策の調査設計委託料で126万9,000円の減額、その分筆登記の手数料で32万4,000円の減額、工事請負費で、落石対策の工事で35万6,000円の減額ということで、事業完了に伴う減額に併せまして特定財源としまして緊急自然災害防止対策事業債120万円減額し、一般財源74万9,000円を減額する財源補正を行います。

3項1目住宅管理費、補正額は91万5,000円の減額でございます。住宅管理費で、需用費の水道使用料で14万6,000円の減額、修繕料で施設修繕料24万1,000円の減額、退去修繕料52万3,000円の減額、新聞折込料5,000円の減額ということで事業完了に伴います減額でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目非常備消防費、補正額は83万1,000円の減額でございます。消防総務費で、需用費の消防団の消耗品で46万1,000円の減額、それから備品購入費で消防団員の被服費等で23万円の減

額、負担金で可茂の郡市の合同団長会議の研修負担金が14万円の減額ということで事業完了により減額でございます。

2目消防施設費は16万4,000円の減額でございます。消防施設管理費で消防の積載の活動ホースを定期購入しておりますけれども、今回それを見送りましたので16万4,000円の減額となっております。併せまして特定財源としまして、地方債10万円を減額し、一般財源6万4,000円減額する財源補正を行います。防災センター管理費につきましては、防災センターの使用料5万円を減額する財源補正でございます。

3目災害対策費につきましては35万8,000円を減額する減額補正でございます。災害対策費で、防災無線固定局の移設工事で35万8,000円の減額でございます。事業完了に伴う減額でございます。これに併せまして特定財源としまして、県からのライフラインの県の補助金62万1,000円の減額、それからその他財源としまして、中部電力からの分担金の減額と用木材を合わせました99万2,000円の追加、それから一般財源72万9,000円減額の財源補正を行います。

10款1項2目事務局費、こちらは財源補正でございます。AETの招致事業につきまして、過疎債10万円を減額し、一般財源10万円を充当する財源補正でございます。

34ページをお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。補正額は94万8,000円の減額でございます。工事請負費で小規模の単価契約工事につきまして18万8,000円の減額、村単の農地災害復旧工事で76万円の減額で、いずれも事業完了によりますものでございます。併せましてその他財源としまして、災害復旧の分担金7万9,000円を減額し、一般財源86万9,000円を減額する財源補正を行います。

2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。補正額は14万円の減額でございます。村単の道路災害復旧工事で事業完了に伴います減額でございます。

2目河川災害復旧費でございます。こちらは財源補正でございます。河川災害復旧事業につきまして、地方債の公共土木施設災害復旧債70万円を減額し、一般財源70万円を追加する財源補正でございます。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

専第3号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,894万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページのほうから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額54万円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、保険者努力支援分では10万9,000円の追加、特別調整交付金（市町村分）になりますけれども28万8,000円の追加、県繰入金（2号分）ですけれども93万7,000円の減額になっております。いずれも県の交付金の確定によります額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額58万2,000円は収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

## 3. 歳出。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額4万2,000円の追加になります。こちらのほうは、新型コロナの影響によりまして、令和3年3月までに4件の被保険者の方から保険料の減免相談を受けまして、そのうち2件の方から減免の申請をいただいております。そのうち該当になる方が1件ございましたので、令和2年度の2年の2月分と3月分の2か月分を過年度保険料の還付金として追加補正をするものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、専第4号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）。令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,953万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページからの事項別明細書のほうを省略させていただきまして、こちらのほうも7ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

6款1項4目事務費繰入金になります。補正額は11万円の減額になります。第8期の介護保険事業計画の策定委託料のほうの確定によります減額でございます。

7款1項1目繰越金、補正額1,000円の追加になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、介護給付費の準備基金繰入金の利子の確定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

## 3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額11万円の減額になります。説明欄を御覧いただきますと、介護

保険事業計画策定業務委託料ということで事業費の確定による減額でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子の減額による財源補正でございます。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

専第5号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ345万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,188万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページからお願いします。

歳入。

1款2項1目手数料、補正額3万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。4つのそれぞれの手数料の減額となっております。

続きまして、3款1項1目繰越金、補正額は342万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。前年度繰越金となっております。財源の調整を行うものです。

8ページへ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額38万6,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費で職員手当の超勤手当、公課費で消費税の納付金をそれぞれ額の確定により減額するものです。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額で118万5,000円の減。説明欄を御覧ください。簡易水道建設事業の簡易水道機器更新工事（補助事業）分で工事費の確定により減額するものです。

3款1項1目施設維持管理費、補正額で188万7,000円の減。説明欄を御覧ください。施設の維持管理費で委託料、次のページの曲坂浄水場迂回路除雪業務委託料までの委託料で168万9,000円、工事請負費で施設の修繕工事19万8,000円をそれぞれ工事の確定により減額をするものです。

簡易水道は以上です。

続きまして、専第6号 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,448万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただきます、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目繰越金、補正額で68万円の減。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金、財源の補正を行うものです。

8ページへ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額50万9,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費の職員手当、旅費それぞれ精算により減額するものです。

2款1項1目施設維持管理費、補正額で17万1,000円の減。説明欄を御覧ください。施設の維持管理費で役務費、汚泥の引き抜き料の精算による減額となっております。以上です。

○議長（樋口春市君）

診療所局長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

専第7号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額70万円の減額。一般会計繰入金のうち施設整備繰入金の70万円の減額でございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額3万2,000円の減額。前年度繰越金でございますが、収支のバランスを取るためのものでございます。

次に、9款1項2目一般管理費の補助金でございますが、73万2,000円の増額。この補助金につきましては、診療所の非常用発電設備設置工事の財源に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の確定によるものでございます。

次に8ページでございますが、3. 歳出。

6款1項1目施設整備費、医療福祉ゾーン整備事業の財源補正でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。



○6番（桂川一喜君）

今回、新型コロナの関連でかなり多くの最終的な補正が出ているわけなんですけど、ちょっと御質問したいのは、19、20ページ、一般会計にわたってずうっと並んでいる20ページのまず真ん中にある地域産業家賃支援事業のように、最終的に国庫の支出金が減額状態になっているのが、そのまま一般財源に丸ごと付け替えられているものが1件。

それから、19ページの最下段におきましては、事業所の対策補助金交付事業も減額になってあるわけですが、結構な4分の3の金額を一般財源に付け替えている。

ほかにも前後に幾つかあるんですけど、大きいものはもう一個、ふるさと企画改革事業、これは20ページ中段の上ですが、そこも減額に対して一般財源の付け替えが実は減額よりも少し少ないがゆえに決算額はマイナスになっておりますが、実際には一般会計持ち出しのほうがほぼほぼ減額と同額に近い形になっていきますので、この一般財源が増額になってしまった部分についての、その特に大きいこの3つについて、ちょっと御説明をいただければと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

この事業につきましては、交付金の対象になる事業、事業の中でも交付金の対象になるものとかありますし、交付金として扱ったほうがいいもの、じゃなくてこれは村として一般財源でやったほうがいいもの、後々の交付金の処理のことも考えまして振り分けさせていただいた関係で、今回、交付金の事業から村の一般会計のほうの事業というふうに振り替えさせていただいたことが、中身の中であるということで御理解いただければと思います。お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

去年から今年にかけて、とにかくコロナの対策ということで、比較的県・国のほうから援助していただくことによっていろんな事業の中で財源が確保できるということで、比較的議会のほうでも緩やかに村長の考えに沿いながら応援しているわけですが、それが応援した結果、やっぱり一般財源でやりますという付け替えのときには、説明でいいですので、もう少し慎重な説明をしながら、実はコロナの対策ではなくて一般財源を使うことになりましたというところをぜひ説明しながら調整を図っていただきたいという気持ちでやったわけですが、ちょっと今後、今年度も結構コロナの関係が出てくると思いますが、あえてコロナの対策を財源とする場合の考え方だけちょっと今後のことも含めてお聞かせ願えればと思います。その財源を使うときの考え方という。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

考え方ですけれども、例えば今年度、令和3年度ですと、6,500万ほどの費用を頂きます。事業的に6,500万の事業をしましたときに使い切れない部分がありますので、それにプラスどれだけの一般財源をつけさせていただいて交付金が有効に活用できるようにさせていただきたい部分と、事業をやっていく中で交付金の対象とするものとそうでないものが若干出てきますので、そこは分けながら進めさせていただきたいと思いますし、一般財源につきましてははっきり説明をさせていただいて有効な活用を目指してまいりたいと思いますので、お願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第2号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件については、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。45分から会議を再開いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第27号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第27号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について。東白川村職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年4月30日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員定数条例の一部を改正する条例。

東白川村職員定数条例の一部を次のように改正する。

別添の新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。

2ページにつきましては、別記1、改正後の表が載っております。

今回の改正につきましては、定員の総数に変更はありませんが、人事異動に伴いまして現状の人数に合わせるために改正するものでございます。

改正後の表の中で、区分1. 村長の事務部局の一般職員の内訳の中で、本庁職員を1人増やしまして43人に、国保診療所職員を1人減らしまして11人にします。

次に、区分5の教育委員会の事務部局で、一般職員の定数を6人とし、単純労務職員の定数2人と内訳のスクールバス職員の2人を削り、一般職にする処遇改善を行い、合計も6人とします。

区分7の教育委員会の所管に属する学校その他の事務部局の一般職員定数を1人増やしまして8人とし、内訳の保育園職員を7人とし、合計を8人とします。

一番下の合計欄ですが、一般職の定数を70人に、単純労務職員を1人に改正するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号及び議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第5、議案第28号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案第29号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）を、予算関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第28号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,797万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,897万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和3年4月30日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、4ページを御覧いただきたいと思いません。

第2表 地方債補正。

（変更）変更前、過疎対策事業、限度額1億280万円を変更後、限度額1億540万円に増額するものがございます。

続きまして、事項別明細書を省略させていただきまして、8ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は475万3,000円の追加でございます。普通交付税を追加しまして、収支のバランスを取るものがございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は346万1,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金の内示によるものがございます。

2項2目総務費国庫補助金、補正額は6,491万3,000円でございます。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を予算化しまして、事業実施をするためのものがございます。

4目衛生費国庫補助金、補正額は200万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業補助金の内示によるものがございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額は12万7,000円の追加でございます。岐阜県地域森

林監理士活用事業補助金の内示によるものでございます。

19款4項4目雑入、補正額は12万円の追加でございます。日照木等の材林代を予算計上するものでございます。

20款1項6目農林水産業債、補正額は260万円の追加でございます。畜産有機プラントの施設整備事業への事業追加によるものでございます。

歳入は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

### 3. 歳出。

2款1項13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は5,870万2,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては934万円の追加でございます。事業系消耗品費については717万円を追加し、マスク、手指消毒剤、ガウン、フェースシールドなどを購入するものでございます。備品購入費ではプロンプターを購入し、説得力の高い情報発信を目指すものでございます。特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を1,091万3,000円充当し、一般財源を157万3,000円減額する財源補正を併せて行います。

次のふるさと便事業につきましては、昨年度同様の内容で村人会の会員の方、自宅を離れて生活する学生に村の特産品を送るものです。費用につきましては159万円の追加で、事業系消耗品で120万円、送料で38万7,000円、新聞折込料3,000円の予算計上です。特定財源は、コロナの交付金150万円を充当します。

白川茶新茶販売促進事業につきましては、昨年と一部変更した内容でございます。昨年同様分につきましては、新茶2袋の引換券と500円の割引券5枚に加えまして、本年度は親戚や知人に新茶を2か所送ることができる申込書を配付し、白川茶の販路拡大を目指します。予算につきましては660万円の追加で、新茶券の印刷費が10万円、郵便料が30万円、販路促進の補助金が620万円の予算計上でございます。特定財源として、新型コロナ交付金を600万円の充当を行います。

子育て世帯への給付金支給事業につきましては、昨年と同様の内容でございます。高校3年生までの子供を養育する世帯に1人当たり1万円の給付金を支給する事業です。対象は150世帯250人を想定しております。予算は252万6,000円の追加で、郵便料で2万6,000円、子育て世帯への給付金が250万円の予算計上でございます。特定財源としまして、コロナの交付金250万円を充当いたします。

事業所対策補助金交付事業も昨年と同様の内容でございます。商工会に加入している個人または法人に対しまして、感染症防止対策を目的とした物品、備品の購入や改修等の費用の一部を補助するものです。感染症防止費用のうち、国・県の補助対象に該当しない対象経費の4分の3以内で10万円を限度とします。予算につきましては1,000万円の追加で、感染防止事業所対策補助金の予算計上でございます。特定財源は、コロナの交付金1,000万円を充当いたします。

避難所等環境改善事業につきましては449万7,000円の追加でございます。事業系消耗品として避

難所の感染防止を目的とした資材の備蓄のほか、地震による屋根の破損被害等も想定しまして、ブルーシート等の購入を行ってまいります。特定財源につきましては、コロナの交付金440万円の充当の予定でございます。

学校保健会事業につきましては15万2,000円の追加でございます。学校保健会で行う感染症対策の消耗品の整備を行い、感染対策に努めるものです。特定財源につきましては、交付金10万円を充当いたします。

村内消費拡大対策事業につきましては1,168万4,000円の追加でございます。つちのこ商品券の500円券を10枚、全村民の方に自治会を通じてお届けする事業でございます。費用につきましては、商品券の印刷費が14万1,000円、封筒印刷費が2万8,000円、自治会への商品券配布委託料が41万5,000円、つちのこ商品券の配布事業の補助金が1,110万円の予算計上でございます。特定財源につきましては、コロナの交付金1,100万円を充当いたします。

おべんとう券事業については560万円の追加でございます。500円のおべんとう券10枚を全村民の方に交付し、登録事業者の方に予約して御利用いただくものでございます。費用は商品券印刷代10万円。次のページを御覧ください。おべんとう券の事業補助金550万円の予算計上でございます。特定財源につきましては、コロナの交付金500万円を充当いたします。

WEB会議室整備事業につきましては407万3,000円の追加でございます。現在、様々な会議がテレビ会議システムやZ o o mなどを使いましたウェブ会議になり、使用場所や機材が不足しているため、交付金を活用して資機材を整備し、感染対策を講じるものです。費用につきましては、事業系消耗品で11万3,000円、県の防災テレビシステムの配線工事で9万1,000円、備品購入としましてテーブルや椅子などのウェブ会議室の備品で210万2,000円、ウェブ会議用のパソコン等で176万7,000円の予算計上でございます。特定財源は、コロナの交付金400万円の充当を行います。

行政手続の対面見直し支援事業につきましては264万円の追加でございます。様々な行政手続の中で押印、対面、書面といった制度を見直しまして、印鑑証明や契約など以外は基本的に印鑑押印不要となるように全ての規則改正を行い、対面等による接触時間の削減を図るものでございます。費用は業務委託料でございます。特定財源としまして、コロナの交付金260万円を充当いたします。

3款2項2目認可保育所費、補正額は99万9,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保育環境改善等事業で、事業系の消耗品で34万7,000円、換気を行うための天井の扇風機工事に36万9,000円、備品購入費は空気清浄機の購入費用としまして28万3,000円の予算計上でございます。特定財源としましては、コロナの交付金90万円を充当いたします。

4款1項2目予防費、補正額は547万6,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業としまして、会計年度任用職員につきましては接種の準備、または当日の事務を担当してもらうように67万5,000円、会場の表示やスタッフベスト、それから予診票の保管ボックスなどの事業系消耗品に23万3,000円、予診票やチラシの印刷費で10万6,000円、郵便料としまして45万8,000円、ワクチンコールセンター用の携帯電話の使用料としまして22万円、国保連合会への審査支払手数料が2万4,000円、接種券の作成委託料として8万9,000円、接種会場をはなのき会

館を予定しておりますので、高齢者用に通路の手すりをレンタルする費用としまして7万1,000円、備品購入費としましてベルトパーティションやつい立て等の購入費としまして13万8,000円。次のページを御覧ください。ワクチン接種の負担金としまして346万2,000円の予算計上でございます。この接種の負担金につきましては診療所に支払うものでございます。特定財源につきましては、ワクチン接種の国庫負担金が346万1,000円、接種体制の確保事業補助金で200万5,000円を充当しております。

6款1項3目農業振興費、補正額は20万円の追加でございます。茶業振興対策事業で事業系消耗品としましてPR茶を交付し、販売促進につなげるものでございます。

6目畜産業費、補正額は292万5,000円の追加でございます。畜産振興事業の中で故障しております有機プラントの攪拌機を修理する事業を農業振興補助金の規定に基づいて補助するものでございます。事業主体はめぐみの農協でございます。特定財源につきましては、過疎債260万円を充当します。

2項2目林業振興費は財源補正でございます。県から内示がありました地域森林監理士事業補助金12万7,000円を充当し、同額の一般財源を減額するものでございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は366万3,000円の追加でございます。地域おこし協力隊事業で1人分の費用を追加するものです。給料で191万9,000円、期末手当で38万4,000円、補助金として隊員の住宅等の補助金36万円、それから活動補助金100万円を追加するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額は601万4,000円の追加でございます。村道日照木の除去委託経費に573万4,000円、補償費に28万円の予算計上をするものでございます。実施箇所につきましては、村道の坂の上線の小学校付近と安江雅次さんのお宅の付近、それからゴウロ線の村雲義英さんのお宅の付近、後山新線で新田建設の土場付近の4か所を予定しております。特定財源につきましては、コロナの交付金600万円の充当をする予定でございます。

一般会計の補正は以上でございます。

## ○議長（樋口春市君）

診療所局長 河田孝君。

## ○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

議案第29号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,718万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年4月30日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページ歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額346万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。予防接種受託料でございますが、新型コロナワクチンの接種につき、16歳以上の対象者1,520人として算定したものでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額368万2,000円の減額。前年度繰越金でございますが、収支のバランスを取るためのものでございます。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額10万円の増額。1名の方から診療所施設整備指定寄附金を頂いたものでございます。

次に、8ページでございますが、3.歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額15万円の増額。説明欄を御覧ください。防火設備検査についての委託料の増額でございます。この検査は平成28年6月の建築基準法改正により新設された新しい検査で、消防法を根拠とした消防用設備等点検とは違い、防火扉、防火・防災シャッター等が設置されている建築物が検査対象となります。特定建築物検査を行うことができる資格者は、1級・2級建築士と、指定された講習の受講を修了した防火設備検査員となります。診療所は新築のため初年度が令和3年度からで、今後毎年報告が必要となります。

次に、2款1項2目医療管理費、補正額37万円の減額。説明欄を御覧ください。診療業務委託料の減額でございます。当初予算の説明の折にも御説明しましたが、下呂病院の外科の診療を取りやめたものでございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額10万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。以上でございます。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

**○6番（桂川一喜君）**

一般会計の歳出、総務費の11ページの下段になります。

村内消費拡大対策事業と、それとちょっと似通った事業でおべんとう券事業について伺いたいですけど、これは商品券を配付する事業については、手数料として商品券配布委託料というのが出ていますけど、実は全村民に対象となっているおべんとう券事業について、あえてこっちにはその予算が取っていないというのは、実際の現状は片方の委託料で同時に配付されるんかもしれませんけど、こういうときの申請の方法で、それぞれ同じような趣旨でやっている場合、両方に委託料が発生すべきではないかというところだけ、ちょっと御質問したいんですけど。

**○議長（樋口春市君）**

地域振興課長 村雲修君。

**○地域振興課長（村雲 修君）**



ただいまの質問は、11ページの村内消費拡大対策事業の委託料に対しては41万5,000円ということで商品券配布委託料、これは自治会長さんの御協力をいただいて配付していただくという形を想定しております。そのおべんとう券事業、その下の部分ですが、こちらにつきましては別の事業で白川茶新茶販売促進事業、こちらによって配付予定しています白川茶新茶券事業と一緒に発送するという形で発券をする予定にしています。

いわゆる事業の仕組みが違うのでこういう仕組みになっており、商品券の分につきましては委託料という形での対応とさせていただきますので、御理解ください。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

すみません、配付の方法が違うということでそれは納得いたしました。ちょっともう一個、村内、商品券の拡大対策事業のほうなんですけど、これはここには委託料として商品券の配布委託料ということで配付する側には結構自治会への援助も含めながら手厚い手間賃というか手数料を配付していただいております。これは本当に感謝すべきで、自治会からも前回にもお礼をいただいておりますが、実はこれは換金事務というのが存在するわけですが、商工会が独自でやっている、要はつちのこ会が独自でやっている商品券については当然自前でやっていることなので、その手数料は誰が負担するかということに関してはそれほど議論の余地がなく、必要に応じて商工会の負担すべきものですが、この事業につきまして、その換金手数料をこの中に補助として事業組立てをする予定はなかったものか、あるものなのか、別建てでその換金手数料については補助をしていただけるものか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

村内消費拡大対策事業による換金におけるところの事務が発生します。この件についての作業につきましては、従来つちのこ商品券は商工会さんの事業としてその事業を行うための商工振興の中の補助金という形で人件費を含めた分で支払いをさせていただいております。

昨年度も実はやらせていただきましたプレミアム商品券と各村民1人7,000円ずつの交付の商品券につきましても同様に、昨年、予算の中にあります補助金の中で賄うという形で取らせていただきました。

今年につきましても同じような予算対応とさせていただくことで、こちらのコロナ対策予算の中にはその分を含めずに、現行の予算で対応するという形を予定しておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

これ、ちょっとお聞きしたいんですけど、この場合、実は県・国から頂けるお金は商品券の額面ぐらいを頂くことになるので、それ以外の手間に当たる部分は実は一般財源で組み立てられておりますが、こういう事業を組み立てて、県のほうに申請するときというのは、結局今みたいなせつかくその事業の中に組み入れられる手数料も組み入れた状態の中で、あえて負担率が下がる形でお願いするのを下がると思います。要は事務手数料もここに入れることによって、結局もらえるお金は500万だとしても、事業費の中における負担率を下げた形で申請するということができるということで、こういう場合というのはコロナ対策ってとにかく鉛筆の1本から何もかもが一応コロナの対策として上がってくるんだということを前面に押し出しながら予算を組み立てて、なおかつその中で県とか国にお願いするのがどれぐらいの割合かということで全体の構造ができていますので、例えばやっぱり今回コロナ対策で商品券を配られるという組立てをされる場合は、それにまつわる全ての経費をなるべく事業費の中に組み込みながら処理されたほうが、もしかしたら県・国から見ると全額要求してくるんじゃない、ある程度は村が見ているという形がしっかりと整うのではないかと思いますので、今の説明で分かりましたので、実は予算としては一般の商業振興で出ていくということは十分理解はしたんですが、やっぱりコロナ対策の予算を立てるときというのは、本当にコロナにまつわる費用というのがきちんとなるべく上げていくということが今後にも必要になってくるのではないかと思いますので、その辺御留意願って予算立てのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの質問があった件なんですけど、できる限り枠の中で補助金を申請しておいて、精算払いの部分随分ありますので、泳げるようにしていくというのが執行部としての考えでいろいろな予算を組んでおります。

今の商品券の換金事務等については、実は明確にその人件費が、これはコロナのやつが来たよとか、これは一般で出している商品券と分けられないという予想が当然立ちますので、それは絶対後で会計検査のときに困ることがあるので、あえて一般の補助金の中で対応すると、こういう考え方です。

ほかにも同じような考え方で、初めから分かっている、これはちょっと区分し予算執行しづらいぞというのは一般財源を充てるようにしている。あるいはほかの事業でそれをやるというふうにごえておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

関連になりますが、昨年もこのコロナ対策事業ということで、先ほど専決で昨年の決算もしていただいているいろいろな事業を組み上げていただいて、職員の方には通常の業務以外に多くの労力があったかなというふうに思っております。

今年度の補正の組立ての中で、またいろいろ昨年の検証をしていただいてこういったものを上げていただいていると思うんですが、一つだけ単純に伺いたいと思いますが、昨年、先ほどもありましたけど、11ページの先ほどからのおべんとう券のところであるとか、途中から去年はお食事券が出てきたわけなんですけれども、お食事券のほうでなしにこのおべんとう券のほうを今回当初から進められたという何か理由があるのかと、昨年のちょっと検証も含めて御要望のあったことが多いから採用されているということだと思っております、その辺りを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

御質問ありがとうございます。

頂戴しました御質問につきましては、おべんとう券事業のことについてですが、昨年はおべんとう券事業をやりまして、その後お食事券という形を打たせてもらいました。お食事券を打った方法には経済活動を引き続きやらないかんという状況がずんずんと広がっていく状況だったんでということもあるし、おべんとう券が非常に好評で、第2回目はないですかとか、そういう感じもございましたので、できるだけコロナ予算で対応できるところを検討して、お食事券という形を取っていたわけです。今年やらないというか、おべんとう券だけにしておるのは、実を言うと、おべんとう券というふうにタイトルを打ったほうが、どちらかというとお食事に出ないでお弁当に集中していただけんかなという感じを想定しています。お食事に行かないでというそういう意味ではなくて、どちらも御利用いただけるという考え方の上なんですけど、できればウエートはお弁当のほうに高いことを望みつつ、さらに小売業もいろいろ村内の中にありますけれども、旅館業等の飲食のほうに傾いて御利用いただけるようなほうが望ましいのかなというところを考えながら、名前をおべんとう券のみという形の作戦というか、そんなような考え方で組ませていただきました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

明確にこのおべんとう券事業については昨年と同様のおべんとう券事業が始められるという解釈でよろしいですねということなんですけど、実際使われた方についてはいろいろな意見があったかと思うんですけど、おべんとう券では自分の負担も実は結構必要で使わなかった方とかもありましたし、お食事券のほうを使い勝手がよかったという声も聞きましたけれども、今後このお食事券等

はまた次のコロナ対策等での検討にはまたのってくる予定はあるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ありがとうございます。

お食事券については、現在のところはまだ考えてはおりません。おべんとう券を十分使っていたらこうということで、5月下旬発送で7月末までの期間に想定しておりますが、そんなような形でお食事券についてはまだ今のところ想定はさせていただいていないです。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

一般会計の12ページなんですけれども、先ほどの総務課長の説明で、中段に新型コロナの関係で行政手続の対面見直し支援事業というところで、印鑑省略とか等々ありましたけれども、その辺のところの内容とか時期とか、そういうものをちょっと説明。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

時期については、ちょっとまだ検討しておらんところなんですけれども、内容的には、やることは今の条例にあります印鑑を押さなくてはいけないとかそういうものを全部見直して、いろんな書類に押印の手続とかがありますので、そういうのを全部見直して削除するということがまず1点。

それから、様式なんかも条例で決まっておるものがありますので、その様式の中の押印をする部分を全部削るとか、そういうことをなかなか職員だけでやりますと手落ちがありますので、ないように全部を見直して、デジタル庁ができてから押印廃止というようなこともありますので、それにつまましてしっかり見直しして、村民の方にも押印をなくすことによりまして対面する時間を減らしたりとか、そういうことで感染予防につながるようなことを進めてまいりたいと思っています。

業者につまましてはまだ未定でございますが、村の条例等を作成しています業者のほうに、全ての条例の見直しから改正方法につままして御助言いただくというふうに進めてまいりたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

国保診療所の特別会計の歳出について1点伺いたいと思います。

8ページ、つづりの最後の1枚戻ったところですが、先ほどこの歳出の防火設備検査報告、この意味合いであるとか内容については御丁寧に説明いただきましたが、これがなぜ当初予算に3月までに載ってこずに、この時期にこの15万が補正で出されたのか。値上げになったのか落ちがあったのか、その辺り、この時期であったことについて説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

診療所局長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

申し訳ございません。

今年の7月までに行うということが分かったんですが、落ちがありました。以上です。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び議案第29号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び議案第29号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員